

# 聖学院大学大学院学位規程

## (趣旨)

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、聖学院大学大学院（以下「本大学院」という。）が授与する学位については、本大学院学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。  
(学位の名称及び付記する専攻分野)

第2条 本大学院において授与する学位及びその授与に当たって付記する専攻分野は、次のとおりとする。

政治政策学科研究科	修士（政治学）
アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科	修士（アメリカ・ヨーロッパ文化学） 博士（学術）、英語表記（Ph.D.）
心理福祉学研究科	修士（心理福祉学）

## (学位の授与)

第3条 本大学院の課程を修了した者には、本大学院学則の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

2 前項に定める者のほか、博士の学位は、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

## (博士論文予備審査)

第4条 本大学院において、博士の学位を受けようとする者は、博士の学位論文審査申請の前に、学位論文及びその要旨に所定の博士論文予備審査願と履歴書・業績書を添え、予備審査を願い出なければならない。

2 博士論文予備審査にあたっては、学長が指名する教員を主査とし、他に副査として2名以上の教員等からなる予備審査会を設ける。

3 前項の予備審査会で博士の学位論文の審査を許可された者は、学位申請書・論文の内容の要旨・履歴書・業績書及び所定の論文審査料を添えて、論文を学長に提出しなければならない。

4 前項の論文審査料は、別表のとおりとする。

5 第3条第2項の学力の確認は、筆答又は口答によるものとする。

6 論文審査料は還付しない。

## (論文の提出)

第5条 本大学院において学位論文の審査を願い出ようとする者は、学位論文及びその要旨に、所定の学位申請書を添え、学長に申請する。

2 学位論文及びその要旨は、審査に必要な部数を提出するものとする。

3 課程による学位論文の提出時期は、在学期間中とする。

4 受理した学位論文は、いかなる理由があっても返還しない。

## (論文の審査付託)

第6条 学長は、学位論文を受理したときは、研究科委員会にその論文の審査を付託する。

## (審査委員会)

第7条 前条の規定により学位論文の審査を付託された研究科委員会は、次に掲げる役割及び人数の教員で構成される審査委員会を設ける。

(1) 主査（学長が指名するものとする。） 1名

(2) 副査 修士論文の審査にあっては2名、博士論文（第3条第2項の博士論文を含む。）にあっては2名以上

## (論文の審査及び試験)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査にあたり、口述試験を行う。

## (論文の審査の協力)

第9条 学位論文の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(審査の期間)

第 10 条 審査委員会は、修士の学位についてはその申請を受理した学期末までに、博士の学位についてはその申請を受理してから 1 年以内に、学位論文審査を終了しなければならない。

(審査委員会の報告)

第 11 条 審査委員会は、学位論文の審査が終了したときは、学位論文及びその要旨と共に直ちに学位論文審査結果に学位授与の可否の意見を添え、研究科委員会に文書により報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第 12 条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決をするときには、委員全員の 3 分の 2 以上の出席を必要とする。

3 学位の授与を決定するときには、出席委員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

(研究科長の報告)

第 13 条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第 14 条 学長は、第 12 条の議決に基づいて学位授与が可とされた者に対し、所定の学位記を授与する。

2 学位授与が否とされた者には、その旨を通知する。

(学位の名称の使用)

第 15 条 本規程により学位を授与された者が学位の称号を用いるときは、これに本大学院の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第 16 条 本規程により学位を授与された者がその名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は研究科委員会の議を経て学位の授与を取り消し、この旨を公表するものとする。

2 研究科委員会が前項の議決をするには、第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定と同数の委員の出席及び同意を必要とする。

(登録及び報告公表)

第 17 条 本大学院において学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録するものとする。

2 本大学院において博士の学位を授与したときは、学長は、当該学位を授与した日から 3 ヶ月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。

(論文要旨及び審査要旨の公表)

第 18 条 本大学院において博士の学位を授与したときは、学長は、当該学位を授与した日から 3 ヶ月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表する。

(論文の公表)

第 19 条 本大学院において博士の学位を授与された者は、当該博士学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表する。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、本大学院の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係わる論文の全文に代えてその内容を要約したものを作成することができる。

3 博士の学位を授与された者が行う前 2 項の規定による公表は、原則として聖学院学術情報発信システムにより行う。

(改廃手続)

第 20 条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て学長が決定し、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、1998 年 1 月 26 日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、2001 年 1 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規程の一部改正は、2003年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程の一部改正は、2004年5月24日から施行し、2004年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規程の一部改正は、2007年10月29日から施行し、2007年4月1日から適用する。

#### 附 則

1 この規程の一部改正は、2008年3月24日から施行し、2008年1月1日から適用する。

2 この規程の一部改正の施行の以前にアメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士学位を授与された者について、その学位記に付記された専攻分野の名称は、研究科委員会の承認がある場合、「学術」と付記することができる。

#### 附 則

この規程の一部改正は、2013年7月22日から施行し、2013年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規程の一部改正は、2015年2月23日から施行し、2014年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規程の一部改正は、2019年4月1日から施行する。